

1 研究のフレームワーク

1.1 児童自立支援施設における教育保障のインパクト

多発する少年非行や犯罪事件の中で、問題行動を伴う少年の対応が苦慮されている。最近は、新聞紙上でも児童自立支援施設への送致、ということが目につくようになった。ところが、児童自立支援施設の社会的認知は高くなく、学校関係者ですら知らないことが多い。生徒指導によほど精通している教師を例外として、一般には知られていない。社会的認知度の低さは、児童自立支援施設が教育領域ではなく、児童福祉領域にはいることにも起因していることが大きいと予想される。小林（2004）によれば、児童福祉法の一部改正によって1998年から児童自立支援施設は大きく変化している¹。

その変化は、「教護院」から「児童自立支援施設」という名称の変化だけではない。注目すべきは、「施設内において学校教育に『準ずる教育』を実施していたが、入所児について通常の学校教育（公教育）を実施する」という点である²。この点については、移行措置期間があるため、現在児童自立支援施設において摸索されている。学校教育に目を転じれば、生徒指導上の問題は複雑化・深刻化の傾向を呈しているため、児童自立支援施設との関係性はおおいに生じるであろう。つまり、生徒指導上の問題を抱えた児童生徒（以下、問題行動生徒³と略記）が、短期的・長期的に〔学校⇒児童自立支援施設、児童自立支援施設⇒学校、学校⇒社会〕という関係性に位置づくことを考慮すれば、児童自立支援施設の教育と問題行動生徒の生徒指導は、教育福祉問題として接点〔学校（教育）↔児童自立支援施設（福祉）〕をもつこととなる。

しかし、生徒指導や学校カウンセリング分野において、児童自立支援施設における教育福祉問題をあつかった研究は皆無に近い。今後問題行動生徒への効果的生徒指導や教育に関する実証的研究の蓄積は、学校と児童自立支援施設の両者にとって有益であると思われる。そこで、本研究では教員養成系大学と児童自立支援施設がチームも組んで、すなわちチームサポートによって問題行動生徒の問題解決に取り組もうとするものである。

1.2 研究のフレームワーク

研究のフレームワークは、Fig.1の通りである。研究は、大きく2つから構成されている。

¹ 小林英義（2004）「施設入所児の教育保障－法改正による児童自立支援施設の動向」小林英義・小曾木宏編『児童自立支援施設の可能性』ミネルヴァ書房, pp.76-107

² 同上書, p.77

³ 問題行動生徒と略記しているが、彼らの家庭環境や教育環境等を考慮すれば、特別なニーズ（special needs）をもつ児童生徒あるいは大人社会の危機にさらされている（at risk）不遇な児童生徒であるという認識が、研究の基底にある。

(1) 児童自立支援施設内チームサポート

大学が児童自立支援施設と連携して、生き方教育に関するキャリアガイダンスプログラム⁴を実施する。具体的には、大学側がキャリア教育に関する授業を提供し、自己理解や生き方への関心・興味を高める。

(2) 児童自立支援施設外チームサポート

大学がコーディネーターとなり、家庭・学校・関係機関によるサポートチーム⁵を形成し、生徒指導上重篤な問題行動生徒の問題解決を図ると同時に、キャリア達成を援助する。これは、児童自立支援施設退所後の問題行動生徒のフォローアップ研究の基礎となるものである。サポートチームとは、「個々の児童生徒の状況の応じ、問題行動等の具体的な問題解決に向けて、学校、教育委員会、権限を有する関係機関、その他関係団体等が連携して対応するチーム」のことである⁶。サポートチームの例は、同センターによればTable1の通りである。

Table 1 サポートチームの編成例

問題行動等	教育関係			保健・医療関係			福祉関係			警察関係			矯正更正 保護関係	他	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
関係機関分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
授業妨害	●	●	○				○		○	○	○	○			○
いじめ	●	●	○				○		○	○	○	○	○	○	○
暴力行為	●	●	○				○		○	○	○	○	○	○	○
不登校	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭内暴力	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	○	○	○	○
児童虐待	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○
性の逸脱行動	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○
薬物乱用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○
暴走行為	○	○	○							●	●	○	○	○	○

注 1) 関係機関分類は、以下の通り。1=教育委員会、2=学校、3=教育センター等の教育機関

4=保健所・保健センター、5=精神保健福祉センター、6=病院等医療機関

7=児童相談所、8=福祉事務所、9=民生・児童委員、10=警察署、11=少年サポートセンター

12=少年警察ボランティア、13=少年鑑別所、14=保護司等、15=少年補導センター

注 2) 表中の○印は、問題行動等への対応に関する機関等を示している。

注 3) 表中の●印は、関係機関の中心的役割を担うと考えれるものである。

⁴ 国立教育政策研究所生徒指導研究センター（2002）『児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について（調査研究報告書）』・同センター（2002）『すべての子どもたちの職業観・勤労観を育むためにー児童生徒の成長に応じた学習プログラムの枠組みー』・文部科学省（2004）『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～』・三村隆男（2004）『キャリア教育入門 その理論と実践のために』実業之日本社

⁵ 学校と関係機関との行動連携に関する研究会（2004）『学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために』

⁶ 国立教育政策研究所生徒指導研究センター（2002）『問題行動等への地域における支援システムについて』（調査研究報告書, p.4）の図を表現を変えて示している。

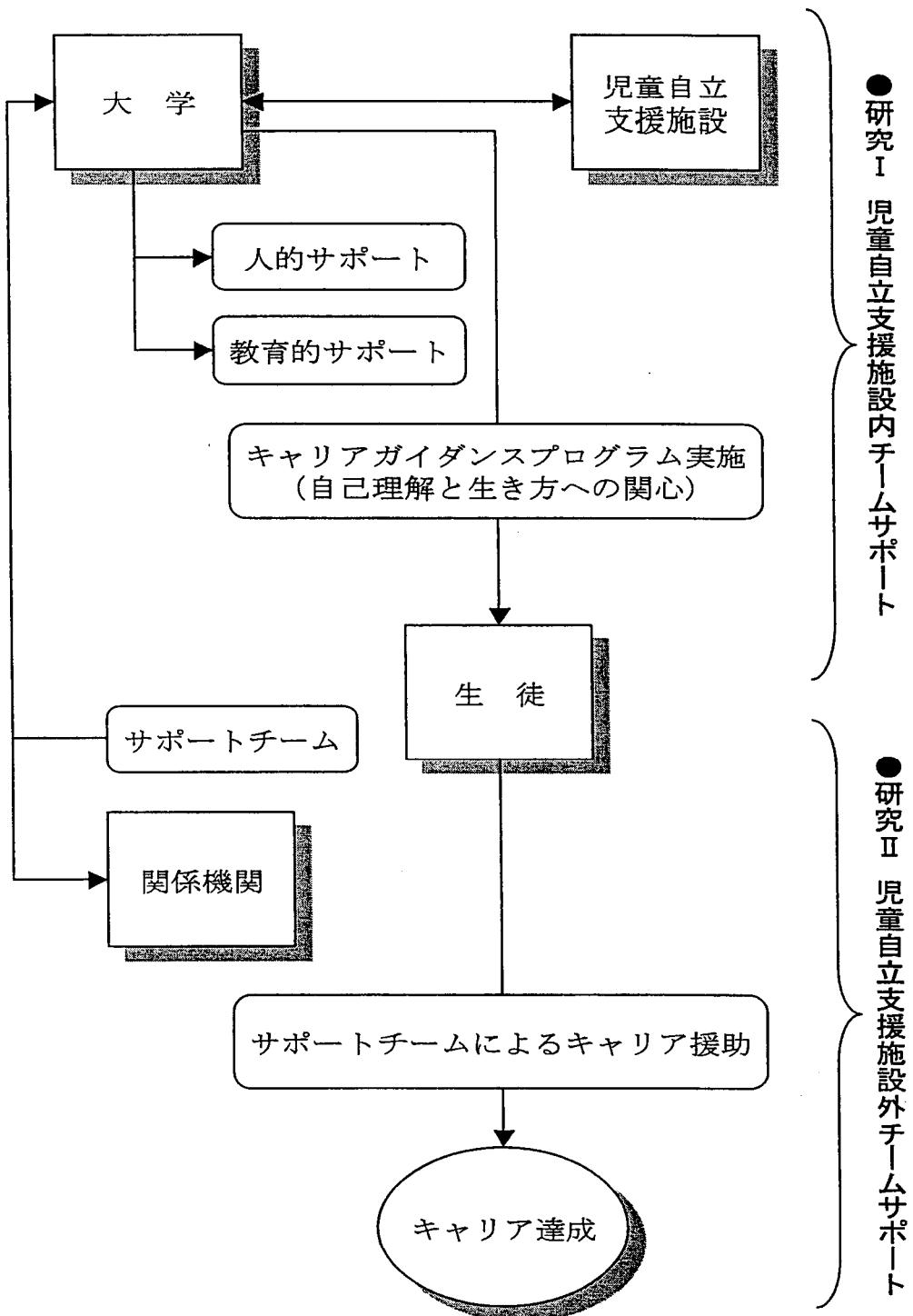


Fig. 1 研究のフレームワーク